

小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、小値賀町補助金等交付規則（昭和57年小値賀町規則第4号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、小値賀町内に賃貸住宅を建設する個人及び法人に対して、建設費用の一部を助成することにより、民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「民間賃貸住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合しているもの
- (2) 戸建2戸以上又は1棟あたり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する一般向け共同住宅（長屋も含む。）
- (3) 各戸の床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。）は壁芯間の寸法により算定し、30平方メートル以上であるもの。ただし、必要によりそれを下回る場合であっても、最低住居面積水準を満たすこととし、その戸数は全体戸数の半数以下であるもの
- (4) 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されているもの
- (5) 各戸に専用駐車スペースが1台分以上確保されているもの
- (6) 排水については、公共下水道又は合併処理浄化槽に接続しているもの
- (7) 一般廃棄物を分別し集積するための施設が設置されているもの
- (8) 次に掲げる建築物でないもの
 - ア 組立て式仮設住宅
 - イ 公共事業等により補償を受けて新築するもの

2 この要綱において、「新築」とは、建築物の存しない土地の部分に当該建築物を造り、建築確認済証を取得後、建物の表示登記を完了したものをいう。

3 この要綱において、「事前協議」とは、事業者が計画した民間賃貸住宅の整備内容について、事前に協議を行うことをいう。

4 この要綱において、「認定申請」とは、補助金の交付申請を行うために必要な認定を受けるための申請行為をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする個人又は法人（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に民間賃貸住宅を新築する法人又は個人
- (2) 町税及び使用料等を滞納していない個人又は法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者

- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
- (5) 国、県、他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、民間賃貸住宅の建築一式工事及び外構工事に要する経費とする。
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、1戸当たり消費税を除く建設工事費（車庫、物置及び外構工事に係る費用を含む。）の2分の1以内で1,000万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。
（事前協議及び中間検査）

第7条 事業者は、計画した民間賃貸住宅の整備内容について、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定申請に係る事前協議書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に対し事前に協議しなければならない。

- (1) 設計図面
 - ア 附近見取図、配置図（附帯施設の計画も含む。）
 - イ 各階平面図
 - ウ 平面詳細図（間取り別）
 - エ 立面図
 - オ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積が分かるもの）
 - カ 断面図
- (2) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、事前の協議に際し、本要綱に基づき助言するものとする。

3 町長は、本要綱に基づき、適正に施工しているか中間検査を実施することができる。
（補助金の認定申請及び交付認定）

第8条 事業者は、事前協議を終了し、新築しようとする民間賃貸住宅に係る建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けた後に、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 設計図面
 - ア 附近見取図、配置図（附帯施設の計画も含む。）
 - イ 各階平面図
 - ウ 平面詳細図（間取り別）
 - エ 立面図
 - オ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積が分かるもの）
 - カ 断面図
- (2) 工事請負契約書（写）（※自らが施工する場合は不要）
- (3) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書（写）又は使用貸借契約書（写）
- (4) 個人の場合は、事業者の住民票、法人の場合は、商業登記簿謄本
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (6) 建設工事見積書（補助対象経費が分かるもの）

(7) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）

(8) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定に基づく認定申請があつたときは、その内容を審査し、交付認定の可否について、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定（不認定）通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更及び変更承認）

第9条 前条第2項の規定に基づき補助金の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る内容を変更しようとするときは、民間賃貸住宅建設助成事業補助金認定内容変更申請書（別記様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく変更申請があつたときは、その内容を審査し、変更承認の可否について、民間賃貸住宅建設助成事業補助金認定内容変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第10条 認定事業者は、民間賃貸住宅の完成後30日又は交付認定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付申請を行わなければならない。

(1) 建物の表示登記済証（写）

(2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（写）

(3) 完成写真

ア 建物の外観（2面）

イ 住戸（各タイプ毎）の各居室、便所、洗面設備、浴室、屋外附帯施設（ごみ集積所、駐車場）

(4) 完成図面（変更がない場合は不要）

(5) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）

(6) その他町長が必要であると認めるもの

2 町長は、前項の規定に基づく交付申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否について、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下「受給者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、民間賃貸住宅建設助成事業補助金請求書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求により補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第12条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付を受けることについて不正な行為があつたとき。

- (3) 補助金の交付を受ける権利を譲渡若しくは貸与し、又は担保に供したとき。この場合において、相続による権利の異動については、この限りでない。
- (4) 補助金の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに建築基準法等に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があつたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、民間賃貸住宅建設助成事業補助金返還命令書（別記様式第11号）により返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

(新築した民間賃貸住宅の管理)

第14条 受給者は、補助金の交付を受けた日から10年間（以下「管理期間」という。）は新築した民間賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）の用途を変更し、又は取り壊してはならない。

- 2 受給者は、管理期間中は対象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない旨を定めた契約に限り、事前に民間賃貸住宅売買等通知書（別記様式第12号）に当該取引に係る契約書の写しを添えて、町長に提出の上、対象住宅を売買、交換その他の取引に供することができる。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者（以下「引継者」という。）は、この要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。

- 3 前2項の規定に関わらず、受給者（引継者を含む。以下同じ。）は、民間賃貸住宅用途変更等承認申請書（別記様式第13号）を町長に提出し、災害その他の理由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、民間賃貸住宅用途変更等承認通知書（別記様式第14号）の通知により管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

- 4 受給者は次に掲げる事項を入居者に遵守させるよう努めなければならない。

- (1) 居住する地区の自治会等に参加し、地域活動に参加すること。
- (2) 共同施設の適正な管理を行い、周辺環境を阻害しないようにすること。

- 5 次に掲げる者は入居させてはならない。

- (1) 個人が建設する賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族
- (2) 法人が建設する賃貸住宅にあつては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族

(報告等)

第15条 町長は、管理期間中にあつては、受給者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記様式第1号 (第7条関係)

別記様式第1号 (第7条第1項関係)

民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定申請に係る事前協議書		
小 値 賀 町 長 様		
年 月 日		
申請者 住 所 氏 名		
(電話番号)		
小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により事前協議を行いますので、関係書類を添えて提出します。		
民間賃貸住宅の名称		
民間賃貸住宅の所在地		
敷地面積、延べ床面積	敷地面積	㎡
	延べ床面積	㎡
敷地の所有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己所有 (年 月取得予定) ・ 借地 { (土地所有者) <li style="margin-left: 20px;">(借地期間 ~) 	
住宅の構造	造	
住戸の階数・戸数	階建て 戸	
住戸タイプ別の戸数, 専用面積	LDK 戸	(㎡/戸)
	LDK 戸	(㎡/戸)
工事施行者 (予定)	住所	(電話番号)
	氏名	
建設予定年月	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
助成要件チェックリスト (要綱第3条第1項関係) <input type="checkbox"/> 建築基準法等に適合している <input type="checkbox"/> 戸建て2戸以上又は1棟あたり2戸以上の一般向け賃貸共同住宅である <input type="checkbox"/> 各戸の床面積が30㎡以上である <input type="checkbox"/> 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所、給湯設備を設置している <input type="checkbox"/> 各戸に駐車スペースが1台以上確保している <input type="checkbox"/> 排水が公共下水道等に接続している <input type="checkbox"/> 組立式仮設住宅ではない <input type="checkbox"/> 公共事業等による補償を受けていない	【添付書類】 1 設計図面 附近見取り図、配置図 (附帯施設の計画も含む)、各階平面図、平面詳細図 (間取り別)、立面図、床面積求積表 (建物全体、共用部分、住戸の面積がわかるもの)、断面図 2 委任状 (※事業者以外の者が行う場合) 3 その他町長が必要と認めるもの	

- 排水が公共下水道等に接続している
- 組立式仮設住宅ではない
- 公共事業等による補償を受けていない

【添付書類】

- 1 設計図面（建築確認済印のあるものの写し）
 附近見取り図，配置図（附帯施設の計画も含む），各階平面図，平面詳細図（間取り別），立面図，
 床面積求積表（建物全体，共用部分，住戸の面積がわかるもの），断面図
- 2 工事請負契約書（写）（※自らが施工する場合は，不要）
- 3 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書（写）又は使用貸借契約書（写）
- 4 個人の場合は，事業者の住民票，法人の場合は，商業登記簿謄本
- 5 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- 6 建設工事見積書（助成対象経費が分かるもの）
- 7 委任状（※事業者以外の者が行う場合）
- 8 その他町長が必要と認めるもの

別記様式第3号（第8条関係）

別記様式第3号（第8条第1項関係）

誓約書兼同意書

私は、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金の申請条件を全て理解した上で申請し、申請書及び添付書類に記入した事項並びに以下に記す事項について、すべて相違ないことを誓約いたします。

また、小値賀町が申請条件資格の確認を行うにあたり、必要があるときは、申請書に記入した項目並びに納税状況等について調査することに同意いたします。

記

1. 私は、町税及び使用料等を滞納していません。
2. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員ではありません。
3. 私は、破壊活動防止法（昭和27年法律240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していません。
4. 私は、賃貸住宅の建設に際し、国、県などから重複する補助金等を申請、受理することはありません。
5. 私は、地域活動の維持と発展のため、今回建築する民間賃貸住宅に入居する世帯に対して、所属する行政区（自治会）への加入に関する情報提供に協力いたします。

年 月 日

（法人にあっては、法人名、代表者名）

住 所

氏 名

印

別記様式第4号（第8条関係）
別記様式第4号（第8条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

小値賀町長

印

民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定（不認定）通知書

令和 年 月 日に申請のあった、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定申請については、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、補助金の交付を認定（不認定）しましたので通知します。

条件

不認定理由

別記様式第5号（第9条関係）

別記様式第5号（第9条第1項関係）

民間賃貸住宅建設助成事業補助金認定内容変更申請書		
小 値 賀 町 長 様		
年 月 日		
申請者 住 所 氏 名		
（電話番号）		
年 月 日付 第 号により認定を受けた内容について、その内容を変更したいので、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
変更の理由		
変 更 の 内 容	変更後	
	変更前	
【添付書類】		
1 変更の内容が確認できる図面、書類等		

別記様式第6号（第9条関係）
別記様式第6号（第9条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

様

小値賀町長

印

民間賃貸住宅建設助成事業補助金認定内容変更承認（不承認）通知書

令和 年 月 日に申請のあった、民間賃貸住宅建設助成事業補助金認定内容変更申請については、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、認定内容の変更を承認（不承認）しましたので通知します。

条件

不承認理由

別記様式第8号（第10条関係）
別記様式第8号（第10条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

様

小値賀町長

印

民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付（却下）決定通知書

令和 年 月 日に申請のあった、民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付申請については、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、補助金の交付（却下）を決定しましたので通知します。

条件

却下理由

別記様式第9号 (第11条関係)

別記様式第9号 (第11条第1項関係)

民間賃貸住宅建設助成事業補助金請求書

小値賀町長 様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

(電話番号

)

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた補助金について小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 補助金交付決定額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2. 補助金請求額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

3. 補助金交付方法

振 込 先	※金融機関名			
	() (本店・支店)			
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ	口座名義		

【添付書類】

1 小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付決定通知書 (写)

別記様式第10号 (第12条関係)
別記様式第10号 (第12条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

小値賀町長



民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて、交付決定した民間賃貸住宅建設助成事業補助金については、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、補助金の交付を取り消すことを通知します。

交付決定額 _____ 円

内取消額 _____ 円

取消理由

別記様式第11号 (第13条関係)
別記様式第11号 (第13条第1項関係)

第 号
令和 年 月 日

様

小値賀町長

印

民間賃貸住宅建設助成事業補助金返還命令書

令和 年 月 日付け 第 号, 民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付決定取消通知書にて取消通知した補助金については、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第13条の規定により、本書を受理した日から90日以内に補助金の返還を命じます。

返還金額 _____ 円

別記様式第12号 (第14条関係)

別記様式第12号 (第14条第2項関係)

民間賃貸住宅売買等通知書	
小 値 賀 町 長 様	
年 月 日	
申請者 譲渡人 住 所	
氏 名	
(電話番号)	
譲受人 住 所	
氏 名	
(電話番号)	
小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、賃貸住宅を売買等するので、関係書類を添えて通知します。	
民間賃貸住宅の名称	
民間賃貸住宅の所在地	
交付決定年月日	
交付決定額	
売買等内容	
【添付書類】	
1 契約書写し	
2 その他町長が必要と認めるもの	

別記様式第13号 (第14条関係)

別記様式第13号 (第14条第3項関係)

民間賃貸住宅用途変更等承認申請書

小 値 賀 町 長 様

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

(電話番号)

小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、用途を変更等したいので、関係書類を添えて申請します。

民間賃貸住宅の名称	
民間賃貸住宅の所在地	
交付決定年月日	
交付決定額	
用途変更内容及び理由	
【添付書類】	
1 町長が必要と認めるもの	

別記様式第14号 (第14条関係)
別記様式第14号 (第14条第3項関係)

第 号
令和 年 月 日

様

小値賀町長



民間賃貸住宅用途変更等承認通知書

令和 年 月 日に申請のあった、民間賃貸用途変更等承認申請については、小値賀町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、用途変更等を承認しましたので通知します。

用途変更内容

条件